



3月29日、松戸運転区分会は職場の詰所で被災した仲間と入院している仲間へのカンパと色紙のメッセージを取り組んでいました。

そうしたところ、現場長が現れ、みんなの前で・・・

現場長：(色紙を指さして)これは、組合でやってるんですよ？

分会：仲間のためにやっているんですけど、  
何が問題なのですか？

現場長：やっていることは否定しないが、組合ならばちゃんと場所を借りてやって下さい

分会：何も問題ないし、業務に支障きたしてるんですか？

現場長：そうじゃなくて、組合のなんだから。場所は貸しますから

分会：だから、業務に支障きたしていないのだから、  
問題ないですよ

現場長：「ちゃんと、やって下さい」  
と言って、スタスタと区長席へ行ってしまったのです。

分会の取組みは、勤務時間外であり  
職場秩序を全く乱していません！  
したがって、労働組合に対する嫌悪を決定的な動機とした  
特定労組への支配・介入にあたる

**不当労働行為です！**



被災した組合員へのカンパやメッセージの取り組みが  
職場秩序を乱しているのですか？  
その言動を、家族の前で言えるのですか？